



ございましたが、公害調査費の中から、これらの県に対しまして若干の委託費を出してお願いをいたしている、こういう状況になつております。今回公害の認定がなされましたので、この公害医療研究費の補助金の中から、特別の医療研究をいたすということにいたしまして、先ほど申しました方々の医療につきましては十分に、負担のないよううに考えてやれるような対策を講じていくことにいたしております。

○岡本(富)委員 すでに、このイタイイタイ病患者の状態といふものは、厚生省でつかんでおると思つてますが、いま富山県では幾らかあるいはどくで幾らといふものは出ておりませんけれども、なほその上に救済といふことは、すでにあなたのはうでは二千万の予算費といふようなものを持つておるわけですから、さしあたつて、そのうちであとどれくらい充ててやるとか、こういう大体のめどができておりますか。

○橋本説明員 いま御質問のございました公害医療研究費補助金は、今年度より設定されました新しい予算でござりますので、執行につきましては、大蔵省とまず最初に協議しなければならない

といふことがござります。そういう点で、金額の明示は現在の段階ではしかねますが、従来このめ

んどうを見てまいりました調査研究委託費といふことのほか、もう少し研究を深く進めて、予防と治療についてのさらに深い、広い研究を進めたい

といふような点につきまして、もう少し手厚い形にならないものだらうかといふことで考えてお

ります。そういう意味で、従来のものよりも幅は広がるということは当然考えられます。が、金額については、現在の段階ではまだ不確定でございま

す。

○岡本(富)委員 この問題については、地元の萩野博士の長年の研究によつて、すでに地元の人たちが安

心できるように、早急にひとつ手を打つていただきたい、これを要求しておきます。

このイタイイタイ病について、もう一つの点を申しますれば、次に起るべきイタイイタイ病の問題を考え、地元では水道の布設を非常に望んでおりますけれども、この経費が約一億くらいかかるのじやないかといふようなことをいわれておりますが、この問題については、ただ「四十三年度よりその設置に着手するよう取り図らいたい」

と、この設計もできて、そしていろいろな予算の関係もできておるのかどうか。厚生省の案としては、

は、この設計もできて、それを聞きしたいと思うのです。

○橋本説明員 水道の件につきましては、すでに

水源の調査を終わりまして、本年度着工すること

は明らかでございます。ただここで問題がござい

ますのは、その補助率という問題がございま

して、個々の自治体の財政指數でいきますと、大体

四分の一といふところでございますが、この点に

つきましては、より優遇措置がとれないものであ

るかといふことにつきまして、大蔵省当局と折衝

をするということで、現在、水道課のほうが、そ

ういう方向で検討、努力をいたしております

ござります。

○岡本(富)委員 これは地元のほうは非常に貧困

なんですから、ひとづいま話があつたように、優

遇措置をきらつとつてもらいたい、これを要求

しておきます。

○岡本(富)委員 これが今回の厚生省の発表によりまして認定を受けました以上、企業の責任があるということ

は、当然われわれとして考えております。

○西角政府委員 三井金属鉱業の神岡鉱業所から

カドミウムが出ておるという点は事実でございま

す。それが今回厚生省の発表によりまして認定

を受けました以上、企業の責任があるということ

は、私と申しますが、この点に

つきましては、より優遇措置がとれないものであ

るかといふことにつきまして、大蔵省当局と折衝

をするということで、現在、水道課のほうが、そ

ういう方向で検討、努力をいたしております

ござります。

○岡本(富)委員 このイタイイタイ病の原因は神

岡鉱業所にあるのだ。こういうように、通産省の

ほうではつきりお認めになりましたけれども、

今後通産省として、この神岡鉱業所に対してどう

いうような手を打つていくか、あるいはまたどう

いうような勧告をするか、これについてお聞きし

たいと思います。

○西家政府委員 ただいまの御質問のうち、今後の予防対策といふ面につきまして私からお答え申

し上げます。

○西家政府委員 三にわたりまして、現在もよく調査をいたしてお

りまして、その点につきましては、厚生省とも全

く同じ見解でござりますが、現在のものは問題が

ないということでお答えいたしますけれども、事、人命

に関する問題でござりますので、なお厚生省と共に

同で予防のための調査を行ないまして、その結果

によりまして、さらに今後万全の措置をとりた

い、こういうように考えておる次第でございま

す。

なお、被害者対策につきましては、鉱山局長からお答え申し上げます。

○西角政府委員 御承知のように、現在、損害賠

償につきまして訴訟が提起されておるわけでございませんが、被害者救済が迅速を要するという見地から、訴訟とは別個に、できるだけ早く当事者間の話し合いが行なわれるよう、われわれとしましておりませんけれども、この経費が約一億くらいかかるのじやないかといふようなこともいわれておられます。この問題について、たゞ「四十三年

度よりその設置に着手するよう取り図らいたい。」と、この設計もできて、そしていろいろな予算の関係もできておるのか、これを聞きしたいと思うのです。

○岡本(富)委員 そうしますと、通産省としても、このイタイイタイ病の原因は神岡鉱業所であるということを、はつきり認めるわけですね。

○西角政府委員 三井金属鉱業の神岡鉱業所からカドミウムが出ておるという点は事実でございま

す。それが今回厚生省の発表によりまして認定を受けました以上、企業の責任があるということ

は、当然われわれとして考えております。

○岡本(富)委員 イタイイタイ病については通産省も、厚生省の発表どおり、その原因が神岡鉱業所の排水によるのだということをお認めになつた

所の判断に待たざるを得ない。ただ、それとは別個に、事実上の救済措置の促進ということをはなればならないわけでありまして、その限度にかかるまいといふ、こういう趣旨でございます。

○岡本(富)委員 イタイイタイ病については通産省も、厚生省の発表どおり、その原因が神岡鉱業所の排水によるのだということをお認めになつた

所の判断に待たざるを得ない。ただ、それとは別個に、事実上の救済措置の促進ということをはなればならないわけでありまして、その限度にかかるまいといふ、こういう趣旨でございます。

○岡本(富)委員 引き続きまして、このたび提出されたお尋ねがありますので、これを許します。

○岡本(富)委員 されおりましたところの公害二法案のうちの大気汚染防止法案について、厚生省に御質問いたしました。

最初、厚生省の公害部で、大気汚染防止法案網と、いうものをおつくりになりましたが、その中には、「公害対策基本法の精神にのつとり」云々とありますけれども、今度の法案では「この法律は、工場及び事業場における事業活動」というこ

とになつて、今までのばい煙規制法と何ら変わらなくなつてゐる。すなわち、公害対策基本法の精神から大きく後退してゐる。その一点は、公害

対策基本法を制定したときには、目的のところ  
で、「公害対策の総合的推進を図り、もって国民  
の健康を保護することとも、生活環境を保全する  
ことを目的とする。」こうじょうようにあります  
て、「経済の健全な発展との調和」というのは二  
項におろした。すなわち、この公害対策といふも  
のは、国民の健康保護をもつて第一義とするとい  
うよう、公害対策基本法できちんと明示され  
わけであります。今度の法案の目的を見ます  
と、すでにこれが後退いたしまして、「国民の健  
康を保護し、あわせて産業の健全な発展との調和  
を図りつつ」というように、公害対策基本法から  
後退しておる。これはいかなる理由かをお聞きし  
たいと思います。

も、一步前進の意味で、この前に審議して賛成したわけですけれども、それより後退するということは、もうほんとうに失望せざるを得ない。どういうわけでこれが後退したのか、なぜ公害対策基本法の精神にのつとりということをこの第一条のところに入れなかつたのか、ひとつこれをお聞きしたいと思います。

○武藏(琦)政府委員 基本法から今回の大気汚染防止法が後退しておるのではないか、というお話をございますが、その点は全くございません。たとえば、ばい煙の排出の規制等に関する法律の目的をごらんいただきますと、「生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を図り、」ということことでござりますが、その点は全くございません。たとえば、ばい煙の排出の規制等に関する法律の目的をごらんいただきますと、「生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を図り、」ということことで、旧法では「生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を図り、」というニュアンスのことばになつておられますけれども、今回の大気汚染防止法では、いま政務次官から御説明がありましたように、基本法と同じ趣旨で、「健康を保護し、あわせて産業の健全な発展との調和を図りつつ生活環境を保全する」と自体が目的である。まず第一に、国民の健康を保護する、その次に調和をはかつて、生活環境を保全する。前の旧法では、生活環境の保全と産業の健全な発展との調和そのものが目的のような書き方になつておるわけですがございまして、先生の御指摘のように後退したのではないかということよりも、むしろ基本法の精神どおりに前進しておるわけでございます。

○岡本(宣)委員 それは証弁だとぼくは思うのであります。なぜかならば、あなたのほうで、最初の厚生省案で、この法律は、公害対策基本法の精神にのつとり、事業活動その他の人の活動によつて生ずる大気の汚染の防止のために必要な規則その他措置を講ずることにより、公害防止をはかることを目的とする——これならすつきりしている。したがつて、この国民の健康保護あるいはまた生活環境を保全する、これが第一義であつて、産業の問題もありますから、産業の健全な発展との調和というものは第二項目におりてゐる。これならすつきりした目的になりますけれども、いまのこうい

う書き方ですと、だれが見ても、国民の健康の保護とあわせて、産業の健全なる発展ということは並列になつてゐる。これはもうこの前の公害対策基本法をつくるときにもずいぶん論議したわけですが。これがなぜこういうように目的が変わつたのか。どういう圧力があつたのか。報道されるところによりますと、大なたをふるわれて、厚生大臣がずいぶん困つたというような報道も出ておりましたけれども、この目的は、あなた方が出された「公害対策基本法の精神にのつとり」と明確に入れたほうが、まぎらわしくないといいのではなかいか。こういうように思うのですが、どうですか。

○武藤(瑞)政府委員 先生のいま御朗読になりましたのは、私どもが当初つくりました要綱の中の字句を引用されたのだと思います。私どもは、法律をつくる段階で、これを条文でどういうふうに具体的に書いていくかということについては、法制局ともよく相談いたしたわけでございますが、大気汚染防止法では、先ほどから政務次官や我お話ししておりますように、公害対策基本法に基づきましてこの法律を制定しております。旧法との比較等も、私から重ねて御説明したような次第でございます。

なお、今度の大気汚染防止法の理由をごらんになりますとわかりますように、まず最初に、「公害対策基本法の精神にのつとり」、云々といふことでこの法律全体は、公害対策基本法の精神にのつとつてやるのだといふことが理由にも書いてござります。なぜ二項に分けたのを一項に合わせたのかという御指摘につきましては、先ほどから御説明のようすに大体、実施法等につきましては、目的は一条で書き流すのが通例でありますし、その点は、私どもも気をつけまして、「大気汚染に関し、国民の健康を保護し」ということをまず第一に書きまして、「あわせて」というふうに二段がまえで、この「産業の健全な発展との調和を図りつつ生活環境を保全する」ということを書いたのでございまして、これはまあ法律のこ

とばの整理でこうなつた、といふふうに御理解していただきたい。精神は基本法どおりでござりますし、かつまた、現行のばい煙規制法の目的と照らしていただきますと、この法律のはうがより前進的であるということは、おわかりいただけるであります。

○岡本(宣)委員 私の言つているのは、せっかくこういうように公害対策基本法ができるわけありますから、その精神にのつるという一項が入つてない限り、これは後退したものと解するわけです。

時間がありませんから、その次の問題にいきますがれども、この中に「工場及び事業場における事業活動に伴つて発生するばい煙」だけであつて、なぜほかのものにまで——大気汚染防止法なんですか、工場及び事業場だけが大気汚染をしているのか、ほかの原因によつて起つてくるものはこの大気汚染防止法ではどうしようもない、こういうことになるのか、その見解についてひとつ……。

○武藤(透)政府委員 大気汚染防止法がばい煙規制法から発展的に前進した理由の一つといたしまして、一つは、自動車の排氣ガスをこの法律で取り上げたことで、これは提案理由の中で詳しく書いているわけでござります。それから、もちろん先に御指摘のように、公害対策基本法では「事業活動その他人の活動に伴つて生ずる」云々とありますとして、事業活動以外の人の活動、いわゆる一般住民の生活から出でますさまざまの問題につきましても、基本法は、御指摘のように触れておるわけでござりますけれども、昨日も御質問がありましたときに御説明いたしましたように、たとえば、一般民家から排出されるいろいろのばい煙等についても、大気汚染防止法で取り上げるべきではないかという御趣旨の御質問がございました。この点は、一般住民の家庭から出るばい煙をのものにつきましては、日常生活のことでもござりますし、直接取り締まりの対象にするということについては、この大気汚染防止法では触れてお

りませんけれども、先生御承知のように、札幌に  
おきます集中暖房制度のような制度を、やはり將  
来は寒冷地帯においては考えざるを得なくなつて  
くる傾向にあるかと思います。そういう場合に  
は、いわゆる法律の対象よりも、そういう援助策  
によって、この大気汚染の防止をはかつていく、  
こういうことになるかと思います。したがつ  
て、今回の大気汚染防止法では、主として現在の  
日本の大気汚染の状況からいたしまして、工場、  
事業場の問題、それから自動車の排氣ガスに対する  
問題等を、直接的な法規制の目的としたわけで  
ございます。

○岡本(宮)委員 それでは、ぼくは一般の民家と  
いうことは、あまり問題にしてないのです。

○武藤(玲)政府委員 問題にしていないというわ  
けではありませんけれども、個々に取り締まりの  
対象にするということはいろいろの問題がございま  
まして、取り上げていないということをございま  
す。しかしながら、先生御承知のように、公害対  
策基本法では、環境基準というものをきめるよう  
になつております。環境基準というものがきまつし  
ますれば、当然その地域の民家からの排出のいろ  
いろの汚染物質を含めて、環境基準の数値がきま  
るわけでござりますので、そういう点につきまし  
ては、そういうものも含めて総合的な政策が進み  
られる。ただこの大気汚染防止法から直接民家の  
取り締まりをやるというのじゃなくて、環境基準  
というものをきめて、そうしてそれに基づいて、  
その地域における住民も含めての健康管理とい  
うことを考えて、事業場あるいは他の自動車の  
排氣ガス等も規制していく、こういうことになる  
わけであります。

○岡本(宮)委員 私の言つているのは、大体、大  
都市においては——北海道の集中暖房は、あれは  
今度入りましたけれども、ああいうものでなくし  
て、一般の大都市においては、民家からばい煙を  
出すということ是非常に少ないとと思うのです。そ  
うでなくして、たとえば駅の操車場の機関車の  
排氣ガス等も規制していく、こういうことになる  
の問題、あるいはまた、港に着くところの汽船の  
問題、あります。

ばい煙の問題、こういうものが、いま現実に私視察してしまして、あちらこちらを見て、その問題でやはり住民が困っているわけです。そうすると、この法律から見ると、工場及び事業場における事業活動として、そういうものが省かれてしまふんじやないか、こう思うのですがどうですか。

○武藤(埼)政府委員 この法律の対象といたしますのは、工場、事業場で、主として工場のようなお答えをいたしましたけれども、現行ばい煙規制法でも、都会における大きなビル等は当然対象になつております。御指摘の汽車は、最近はみんな煙を吐く汽車はほとんど少なくなつておりますが、一部に御指摘のような、汽車の問題あるいは汽船の問題等がござりますけれども、これは非常に特別な公共性の高いものでございますし、また移動性等もございますので、この法律の対象にしたわけではございませんけれども、運輸省のほうで、十分その点はたいへん注意しておられるようでございます。詳細につきましては、運輸省のほうからお答えになられると思ひます。

○岡本(宮)委員 じゃ、この問題、運輸省から、ずいぶん住民から苦情を聞いてきましたので、お答えいただきます。

○金子(政)政府委員 スチームエンジンの汽車と汽船ですか、これは非常に最近少なくなつておるのでございますが、運輸省でそういつたばい煙、いわゆる汽車、汽船のスチームエンジンのばい煙をどういう措置で公害を防止しようとしておるか、私ははつきり聞いておりませんが、参事官が見えておりますから、参事官からお答えいたします。

○内村説明員 ただいまの御質問は、ばい煙といふものの中には、交通機関の発生するばい煙、あるいは汽車であるとかあるいは船であるとか、そういうたばい煙がたくさんあるだらう、そういうものの公害防止もつとはかつたらいいじやないか、そういう御趣旨かと思います。御存じのとおり、船につきましては、現在は石炭をたいてい煙をもくもく立てるということではなくなつております。

いは石炭だきの船がなくなつてしまひましたので、逐次そいつた船によるいわゆるばい煙の弊害といふものはなくなつてくるかと存じます。また汽車につきましても、全体的に電化をはかるとかディーゼルカーを走らせるとか、そいつた方向によつて、車体そのものからそういうものの発生を排除していきたいというふうに考えております。

○岡本(富)委員 非常に少ないのではないかといふ話ですが、事実引き込み線のあるところでは、そこに工場があつて、引き込んでいつておる。そして荷物を操作するときに、ほとんど一日じゅうでもありませんけれども、相当な時間を区切つて絶えず入つてきて、その付近の干しものやあるいはまた窓を非常によこしておる。その苦情がすごいぶんきておる。私は、この大気汚染防止法ができるならばこれは何とかなるのだから、というような考え方を持つておつたわけですが、いま見ると、この法案からは除外されておるということは、将来やはり野放しになるのじやないか、こういうふうに思うのですが、運輸省のほうは、この点について、この大気汚染防止法案の審議にあたつて、将来どうする、あるいはどういうように規制するのだということをはつきりしてもらいたいと思います。

○大丸説明員 国鉄は、第三次長期計画におきまして、動力の近代化を強力に進めております。運輸者といつたましても、その推進について努力いたしておりますわけでございます。蒸気機関車は、終戦直後において約五千両ございましたが、たゞ一千三百両程度に減つております。四十八年度をもつて、蒸気機関車は全く姿を消すことになります。

なお、入れかえ等につきましては、大きな蒸気機関車によりますところの入れかえ作業といふものは、非常に非能率でございますし、燃料のコストの点等から考えまして、極力ディーゼル動車化いたしておりますわけでございます。四十八年度を

○岡本(宮)委員 それでは、この問題はこれぐら  
いにしておきます。

あと、この大気汚染防止法案の関係で、公害防  
止の基本的施策であるところの環境基準、政府は  
その設定の責務を履行するというものが公害基本法  
の精神でありましたけれども、今度の法案を見ま  
すと、それがないよう思われるのですが、この  
点について……。

○武藤(瑞)政府委員 先生御指摘のように、公害  
対策基本法の第九条で環境基準をきめることにな  
っておられます。基本法が成立いたしましてか  
ら、厚生省といたしましては、問題になつており  
ます亜硫酸ガスにつきまして、まずいま銳意作業  
を進めておりまして、いま最後の段階になつてお  
りまして、昨日の御質問のときにもお答えいたし  
ましたように、SO<sub>2</sub>につきましては二十四時間値  
○・○五、一時間値○・一という数値を、どうい  
う頻度なりあるいはどういう地域に考えていくか  
というようなところまで現在きておりまして、近  
いうちに、いざれ政府部内としてきめ得ることと  
思ひます。したがいまして、この環境基準と、大  
気汚染防止法なりその他の法律との関係でござい  
ますが、いわゆる環境基準は、行政上の政策の目  
標でございまして、これをもとに直接的な規  
制をやるというような趣旨のものではございませ  
ん。大気汚染防止法案の中の四条二項をごらんに  
なりますと、汚染状況がひどくなりそうな地域に  
ついては「特別の排出基準を定めることができ  
る。」つまり汚染状況が悪いところには、「一般的  
な基準よりも強い排出基準をきめよう」という趣旨  
の規定がござります。これが今回の大気汚染防止  
法の中では、現行のばい煙規制法よりも強化され  
る一つの点でございますが、そこに「政令で定め  
る限度をこえる」云々とございます。たとえばこ  
ういう場合に、環境基準をこえるおそれがあると  
認められるような地域には、特に、排出基準を、  
新しい施設についてはきつくするということはわ  
けです。

われわれ考えております。現在、数値そのものがまだ確定しておりませんのでしたので、直接法律上には出せませんでしたけれども、環境基準を維持するにとつて一番重要な要素の一つであります排出基準等についても、関連づけを考えておる次第で

○岡本(宮)委員 一般住民が大気汚染から守られようとするには、どうしても環境基準が必要になつてくる。現実の問題を見ますと、尼崎に行つてみましたのですが、たとえばここに久保田鉄工とか、あるいはまたほかの会社がありますけれども、その排出基準といふものは、現在きめられたものによってやつていてるという話ですけれども、これもだれもチェックはしていないわけです。会社のほうで調べたものを、そのままうのみにして、るような状態でしたが、ところがその付近の環境、要するにその付近の亜硫酸ガスの量を調べてみますと、ものすごい。いまそこでは、要する

おるというような状態なんです。それでいまあなたのお話の中で、今後新しい施設についてはどう一つの話がありましたけれども、現在すでに稼動しておるところの事業所、これに対しても、付近の環境基準をきめて、そうして一本一本について、いままでの排出基準はこういうようにきまつて、いるけれども、ここまで下げるというような指導が、この法律でできるのかどうか、また現実にだれがやるのか、この点についてお答え願いたいと思います。

○武藤(瑞)政府委員 排出基準は、第四条の一項で、厚生大臣と通産大臣が、指定地域ごとにきめらるわけでございまして、したがって、現在、二十二ほどの地域につきまして排出基準がきめられております。その中でも特に汚染度の強いような地域については、三ヵ所ほど排出基準をきつくやっております。したがいまして、一般的な問題としましては、指定地域ごとに排出基準をきめることができるのでございますので、実情に応じまして、その地域の排出基準を改定することは可能で

ござります。その場合に、従来の旧法では、もちろん実質的に地方公共団体の御意見等は聞いておりましたけれども、新しく四項を起こしまして、関係都道府県知事の意見をお聞きして排出基準をきめよう、また変更する場合にも、そういうふうにいたそうというふうに考えておる次第でございまして、一般的には排出基準を強化することは可能でござります。

○岡本(宮)委員 それで、この排出基準をきめるのは厚生大臣及び通産大臣となつておるのでけれども、主になるのはどつちなんですか。厚生大臣がやるのか、通産大臣がやるのか、これははつきりして い な い ……。

○武藤(埼)政府委員 どちらが主、どちらが従といふことはございませんで、両方が主でございます。

○岡本(宮)委員 それでは、現実の問題を私申し

上げますと、一番國民みんなが希望しているのは、現実の問題で、机上計算じゃないのです。そうすると、ここに十工場、十企業ある。そこから十本の煙突が立っている。その亜硫酸ガスの環境基準がきまつておる。そしてすでにこの排出基準で各工場はできておる。ところが許容限度よりも非常にオーバーしているという場合、一企業ずつに、これをどういうように計算して割るのか知りませんけれども、おまえのところはもう一%下げる、君のところはよけい出でているから二%下げる、こういうようにして指定して、排出基準をきめるのか。それは厚生大臣がやるのか、通産大臣がやるのか。これははつきりしておきませんと、

**○岡本(高)委員** この許容限度、要するに環境基準というものは、いまあなたから話がありましたように、これは厚生大臣がきめるのだ。確かに保健所やいろいろなところから監視して、そしてどうなるということをきめるのは厚生大臣だと思うのですよ。厚生大臣がきめる。したがって、今度は一本一本についても厚生大臣のほうで、大体こうしないとだめだ、このときに、通産大臣の意見も聞かなければならぬということになつてゐるな

○武藤(瑞)政府委員 一般的に排出基準をきめますのは、法律上は両省協議をいたしましてきめておるわけでござります。もちろん改正前からも、関係都道府県知事の御意見を聞いておりますが、きめる場合の仕事の分担といたしましては、厚生省が主として環境の測定等の責任を持つてやつております。通産省は、工場そのもののボイラーその他御専門家が多うございますので、あるいは燃料事情その他で主として工場側の事情を聴取されまして、両省で協議してやつてあるわけでござります。具体的に監督はどういうふうになつてゐるかと申しますと、それは都道府県知事がやつておられまして、十七条をごらんになりますと、都道府県知事が、スマック警報等につきましては、いろいろ工場等の指導を直接やつてているということで、都道府県知事において、現地の取り締まりは一元化されているわけでござります。

ついでながら、十七条を御説明いたしますと、今度新しく、大量のばい煙発生施設の企業につきましては、事前にばい煙の減少措置の計画をつくりさせる。昨日も御質問がございまして、通産省のほうから詳しく御説明がございましたけれども、そういうものを知事に届けさせて、都道府県知事が一定の悪い状態が発生した場合におきましても、その計画を参考して、いろいろ減少のための勧告をするということをございます。

なお十七条の、どういう場合に緊急時としてやるかということについては、今後、両省でさらに運用上の問題について検討を重ねていきたい、かように考えております。

ば尼崎の非常に環境の悪いところの問題は、おそらくは、先ほど厚生省の公害部長から話した、七条の緊急時の措置に関連するものではないか、先生が御心配になつたようなところは、一般的のところよりも非常に大気が汚染して、したがつてこの緊急時の措置に近いのではないか。そういう場合におきましては、この十七条が運用されまして、それは都道府県知事が、それこそ一つ一つの工場ごとに、現在でも行政指導をやつております

らば、ぼくは話がわかると思うのです。ところが、何で通産大臣が表へ出てきているのか。いつも私は厚生省の弱腰といいますか——そうすると、今度はこのうしろに出てくるところの自動車の排気ガス、この基準をきめるときは、これは運輸大臣がきめるというのですね。そのときは厚生大臣の意見を尊重するというのです。これは全くあべこべですよ。そうすると、全部この法案というものは企業を中心であって、厚生省のはうはたぶんただ意見を言う、大体そういうふうに見える。だから、この第四条で、厚生大臣は「指定地域ごとに排出基準を定めなければならない。」そして、今一度のこの環境基準もきめる、それに対して通産大臣の意見も尊重する。こういう法案になつてこそ、はつきりするとと思うのですがね。この点について、通産省の意見を聞きたいと思うのです。どうですか。

が、この新しい大気汚染防止法におきましては、特に第二項、第三項が入りまして、その行政指導の結果といふものを、それこそ一本一本煙突ごとに、ばい煙減少のための具体的措置を、計画を出させてやらせるわけでございますが、これはあげて当該地区的都道府県知事の仕事になつておるわけでございます。ですから、先生御心配の、通産省と厚生省がどうのこうのという問題はないのです。ないかと私は思つております。

一項の排出基準をきめる際、從来通産省と厚生省  
が一緒にやっておりますが、そのことについて、  
特に意見が対立したりトラブルがあつたというこ  
とはないわけで、両省とも、通産省を含めて、前  
向きにやつておる次第でござります。

か、これではざるの法みたいなって、現実にあちらこちらに一ぱい公害が起こっているわけです。そしてそのため、大気汚染防止法をここでやらなければならぬ状態になつた。そこで、取り締まりに府県知事が実際にやる。そうすると、その付近の環境を測定したりするのは、これは厚生省の仕事です。そうすると、ここに十本あってその基準をきめるというのも、厚生省の仕事でなければならない。そうすると、前り締まりは府県知事ですから、そこへ来て、厚生省のはうからこうだからひとつやつてくれ、こういうふうになれば、通産省が口出しする必要はないわけです。厚生大臣及び通産大臣ということで、こういうところへ通産大臣が入ってくるのがおかしい。通産省というのは大体加害者側だと、こういうようなことを人がよく言いますけれども、この面を見ますと、厚生大臣が人命を預かっているわけですから、それで測定することもできるわけですから、そうすると、排出基準というのも厚生省できめられて、それを守らしていく、これがほんとうの法律のたてまえであり、またそれでこそ大気はきれいになると思います。通産大臣がここへ入ってくること、ということは、今までトラブルはなかつたと言

見も聞き尊重する、こういうことになつてしかるべきじゃないか、ぼくはこう思うのです。これについて厚生政務次官からお答え願いたいと思います。

○谷垣政府委員 岡本先生の御趣旨は、私はもつともな点が非常に多いと思います。ただ発生源に対しましてのいろいろな指導力というものは、これは何と申しましても、いままでの関係から申しまして、通産省に実際の指導力があると思います。厚生省のほうといたしましては、国民の保健衛生の上からの主張をなすべき役所でございますので、実際の行政の運営は、方々の大気汚染の度を監視いたしておりますような測定施設その他を整備いたさなければなりませんし、また保健所等の活動を促進しなければなりませんが、とにかくそういうようなことをいたしまして、実際の行政面では、いまのような場合、まず注意を促したり働きかけていきますのは、厚生省側がもつと積極的にやらなければならぬ、こういうことにならうかと思います。地方の現実におきましては、これは都道府県知事が、あるいはその市町村長等との関係におきまして、主体になつていただきますから、そこで一つになりますが、全体の行政のバラ

りますけれども、トラブルはあった。たとえば、現実の問題として、亜硫酸ガスの濃度が非常に高くなつた、その場合に、燃料の切りかえをしてもらいたい、あるいはここをこうしてもらいたいと、いうようないろいろなチェックは、やっぱりそれを取り締まつてゐるところの厚生省管轄でやらなければだめにきまつてゐる。だのに、これはあとで質問しようと思ひますけれども、燃料に対しても厚生大臣が口入れをするということはおかしいじゃないかというような話があつたということも出ておりますけれども、そういうことを考えるとき、こういうところへ通産大臣の名前が出てくるということとは、これは通産大臣の意見を聞く、すなわち公害対策基本法の精神であるところの人命が第一義、あわせて産業の発展、こういうことになりますと、やはり今度は第二次的に通産省の意見も聞き尊重する、こういうことになつてしまふべきじゃないか、ぼくはこう思うのです。これについて厚生政務次官からお答え願いたいと思いま

点がござりますが、しかし実際の行政運営をいたします際に、こういうやり方で十分やっていき得るものだ、私はかように考えておる次第であります。

○岡本(富)委員 これは厚生省は非常に態度があいまいであり、姿勢が弱い、こういうように私は思う。都道府県知事に一任をしておりますけれども、確かに一つ一つの企業というものは、大企業になればなるほど、府県に対するところの意見を入れるところは大きい。これは固定資産税あるいは税金の問題だと思いますが、あるところでは、その町ぐるみを企業が動かしておるといわれるような市もある。したがって、通産省にこのことをまかせたほうが意見がはつきりして強い、こういうあなたの意見ですけれども、事、人命を預かるところの厚生省のほうがしつかりしませんと、どうしても企業擁護のほうの線が強くて、今まで大気汚染は防止はされていなかつた。ほんとうに厚生省でもつて強い姿勢で、こういう通産大臣の力を借りなくともやつてみせるというならば、私は今までのばい煙規制法でもできると思う。法律ばかりつくつてみたつて、必ずこういうよう企業側の大臣が入っていて、それがやるのだと

（日本）委員 これより厚生省は非常な態度があ  
る所から申しますと、やはり厚生省のほうがより  
積極的にやっていくような役割りをいたさなければ  
ならぬと思います。ただし、排出基準その他が  
守られていくまでは、そのことの確保をいたしま  
す段階になりますと、これは従来の行政の分野等  
から考えまして、やはり通産省に有力な指導をし  
ていただきかなければならぬ、こういうことになら  
うと思います。行政でございますので、それぞれ  
の分野が、いざ然と分かれておるようでもあり、か  
つまたお互いに重なり合っていき合う必要がある  
うかと思いますが、要は、この法律の趣旨が、生  
きてまた動いております、現在の公害の蔓延して  
おります状況から、これを完全にうまく運営して  
いくような対策をとつていく必要がある、こうい  
うふうに考えております。御趣旨の点は、私たち  
も厚生省といたしまして、十分よくわかつておる  
点がございますが、しかし実際の行政運営をいた  
します際に、こういうやり方で十分やつていい得  
るものだ、私はかように考えておる次第であります  
す。

○岡本(富)委員 厚生省が国民の健康を守つていいこと、ということを役所の目的にしております以上、行政をいたしてまいります態度としては、ただいまの岡本委員のお説のとおりあるべきものだと私は考えております。そういう態度で行政を進めてまいりまして、そして力の及ばざるところは、またそれぞれの関係省の御助力を仰ぐ、こういうことでいくべきであろうと考えておりますので、行政の態度といったしましては、岡本委員と同感でござります。

いうことになれば、これはまたしり抜けになつてしまふ。したがつて、あなたはいまいい答弁をなさつておりますけれども、現実は、厚生省としては、この大気汚染防止法に対しても、厚生大臣が通産大臣の意見を聞いて、そして企業がこわれないような調整をとりながら防止策をとつていく、これがほんとうではなかろうかと私は思うのであります。これはここでほんとうのことは言えないでしようけれども、あなたのほうの態度といいますか、あるいはまたいままでのよくなまぬるい考えでは、何んべん法律をつくつてもだめだ、私はこう思う。ですから、企業側に対しては通産省のほうが圧力が強いから、通産省にやつてもらうのだ、そんななまぬるい考えの法律だつたら何にもならない。ですから、厚生省は保健所もあるのですし、またあちらこちらに監視の測定するところもつくつておるのでし、また県や市には衛生局もあるのですから、そこから、ばい煙防止について、あるいはまた大気汚染について、もっと強力な指導が必要だと思うのですが、もうすでに一番最初の根本のこところで、通産省と同列になつ

していくわけですから、最初に、この立法に、ここへ通産大臣を持つてくるということは、ぼくは考えが非常に違うと思うのです。ですから、通産大臣の意見を尊重すべし——これは産業の健全なる発展の調和ですから、こういうようにしていいんじゃないかと思うのですが、どうですか。

○谷垣政府委員 現在の行政のそれぞれの分野をやるいはそれぞれの問題に対しまする從来のやり方等から考えますと、私は、両方の共管でいつて十分に本法の目的は達せられる、かように考えております。

○岡本(宮)委員 最近、特に国民の要望として、行政の一本化、これがばらばらですと、どうして行政がうまくいかないといふわけで、非常に熱望されておるところであります。したがつて、この問題をひとつここで考えていただきたい。

そこで、電気、ガス事業が適用除外された。これでは、また従来のはい煙規制法と何ら変わらないくなつていく、こういう声もあるし、私もそういう声もある。どういうわけで電気、ガス事業が適用除外されたのか、これについて矢島さんからお答え願いたい。

○矢島政府委員　電気工作物、ガス工作物、その他発電所等、そういうものに、もちろんばい煙器等生施設があるわけですが、そういうものには、それが電気事業法、ガス事業法というものがございまして、その体系によつて、ばい煙の排出規制を十分行ない得るような体制になつておるわけです。それで、この供給義務を伴う公益事業、ス、電気は供給義務を伴う公益事業でありますから、その円滑な遂行という目的のもとに、ばい煙器等の発生施設以外の電気工作物——ボイラーがばい煙器等の維持とあわせて統一的に規制することが行政上最もいいという考え方で、現行のばい煙規制法についているタービンなり発電機、そういうものの保安の問題がありますが、そういうものは、保安介といふものは除きまして、それ以外の具体的な

排出規制に関する規定は適用除外となっております。そしてこの電気事業法、ガス事業法の体系のもとで規制することになつておるわけですが、本法においても、基本的にその考え方を変える必要はないということで、この考え方を踏襲しておるわけでございます。

**○岡本(高)委員** いままでは、この電気、ガス事業に対して、立ち入り検査もできない。また大会社であるがために、その付近の都道府県知事からの命令と申しますか、勧告も非常に聞かない。何かその企業に限つて通産省がカバーして、これは

われの分野だというように、非常に自分の分野を確保しているように見受けられるわけです。すでに電気、ガス事業の事業法があつて、それでもつて取り締まることができれば、この大気汚染防止法の中でも適用除外する必要はないと思うのです。さらにそれ以上にオーバーすることもあるかもしれません。あるいはまたあなたのほうで取り締まりをやつておると言うけれども、そこにミスがあるかもわからない。したがつて、この大気汚染防止法というのは、もう全般のものを含め

○ 矢島政府委員 先ほど御説明いたしましたよう  
こもこの中に別に一項目入れて適用除外すると  
いう必要はないと思うのです。適用除外しなくて  
も、現在すきつとしておればいい。何ば法律をき  
めても、現実に問題が解決しなければ何にもなら  
ない。法律がきまつても、現実に問題が解決して  
おれば必要なない。そうでしよう。たとえば犯罪  
を犯したらどういう刑罰を科するというような法  
律がきまつておつても、犯罪を犯さなければいい  
わけです。そうすると、この電気ガス事業は適用  
除外といふことをしないでもいい。なぜそういう  
ことをしたのか。これは、すでにいま電気事業  
法、ガス事業法でもってちゃんとときれいになつて  
いるのだから必要がないというのか、それともあ  
なたのほうで、これはわしの分野だから厚生省か  
まつてくれるな、こういう考え方なのか、これにつ  
いてお答えを願いたい。

に、電気ガスにつきましては、電気事業法、ガス事業法という非常に監督の権限の強い法律で一貫して規制をやっているわけでありますし、この大気汚染防止法も今回相当強化されているわけでございますが、電気事業法、ガス事業法はもつと強い規制がありまして、発電所をつくる計画の段階

公害防止を含めまして、保安の面その他で十分なるチックを行なつた上でもって、これが設置を認可する。認可後におきましても、こんなに厚い

保安基準」というものがありまして、その中に公害を含めまして、そして一貫して厳重な規制をやつておるわけでござります。したがいまして、この大気汚染防止法に織り込まなくても、十分に公害の防止の実をあげることができるわけでございまして、そこで、適用除外しているわけでござります。

これを大気汚染防止法に入れれば一貫するのではないかということでおざいますが、これは電気事業法、ガス事業法の面から見まして、二重行政になるわけでございまして、今までちゃんとと

やっているものについて、特にこの際また大気汚染防止法に織り込むという必要はない、かように思っております。現実問題といたしましても、こういう厳重な規制の結果、使用燃料等についても、行政指導と相まって、電気工作物、すなわち発電所等から排出しているばい煙などは、実質上規定を見ますと、ばい煙規制法の排出基準よりもはるかに低いものとなつておりますが、これは現実問題として、問題がないように十分処置しているわけでございます。

○岡本(富)委員 あなたのほうでは、今度の大気汚染防止法よりもさらに強力なものでやつているから差しつかえないのだ、こうしたことでありましけれども、それでは適用除外というような一項目を入れなくていい、こういう項目を入れる必要はない網でもつけてかけておる、その上に一緒に大きな網がかかるとした場合、その大きな網をここだけかけなくていい、こういう項目を入れる必要はない

い。いまあなたのおつしやる電気事業あるいは方  
事業はその法律でもつてかつてやっているの  
ん、こういうならば、どういう法律ができたって  
かまわないじやないですか。そういう面を考え  
く、二重行政だといいますけれども、それがかつ  
りしておれば、行政というのは、きれいになつ

おるところに対しさらにきれいにせいなんていうのじやないのだから、したがつて、適用除外ということは私は必要ないと思う。矢島さんは、もう絶対私のほうは間違いないのだ——ところが現実に各地を視察しますと、その付近の亞硫酸

ガスの濃度が非常に大きくなっているわけですが、その場合に、地方公共団体のほうから、燃料の切りかえをしてもらいたい、こういう連絡があるわけです。そうすると、私も見ましたところが、今まで重油であったやつを石炭に切りかえるとか、こういう装置があつて、確かに地方公共団体の、都道府県からこうしてもらいたいというふうに対しても協力しているような状態なんですね。今度この適用除外をはつきりされたら、これが、したがつて、この適用除外というものは除外すべきだと思います。厚生省の意見はどうですか。

○政務次官、ちょっと帰つてこられたから……。

○武藤(瑞)政府委員 しっかりとやつているから、さらに、行政は運用であるし、かぶせたままでいいじゃないか、こういう御指摘だらうと思いますが、したがつて、この適用除外といふものは除外すべきだと思います。厚生省の意見はどうですか。

○政務次官、ちょっと帰つてこられたから……。

○武藤(瑞)政府委員 しっかりとやつているから、さらに、行政は運用であるし、かぶせたままでいいじゃないか、こういう御指摘だらうと思いますが、したがつて、この適用除外といふものは除外すべきだと思います。厚生省の意見はどうですか。

は、緊急時におきます際の検査とか、あるいは報告徴収とか、そういう点につきましては、都道府県知事もタッチできるようになっておりますし、ほど矢島部長からお話がありましたように、いままでは全部はすれておりましたけれども、今回までは、緊急時におきます際の検査とか、あるいは報告徴収とか、そういう点につきましては、都道府県知事もタッチできるようになっておりますし、

その点では従来以上の関連がとれております。これらもやはり環境基準というものがあつて、それを統一的に知事さんがながめていくという将来の構想を考えて、やはり空気は流通しております関係上、知事が、そういう場合には、その管轄区域にあるすべての事業場をチェックできるという仕組みが必要であるという観点から、ここに基本法の成立と同時に、この電気、ガスについても一部改正を、従来以上に強化したわけでございます。

○岡本(富)委員 この問題はまたさらに研究し、また考えてもらわなければならぬと思うのですが、時間がありませんから次に行きます。

**第十七条** 条に、都道府県知事は指定地域にかかる大気の汚染が著しく激しいときは、その指定地域内におけるばい煙を排出する者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならぬ、これは何の権限もない、こういうように思ふのですが、どうですか。この問題については、厚生政務次官からお聞きしたいと思います。

**○谷垣政府委員** そのところ、私にもよくわからりませんので、部長から……。

**○武藤(琦)政府委員** これは現行のばい煙規制法の二十一條に相当する規定でございまして、現行では、一般的な協力要請を詳しく省令で定めておりますが、気象庁により濃霧注意報が行なわれているときとか、あるいは気温の逆転現象が認められているときとか、そういうものが省令で定められておりまして、亜硫酸ガスが一定の状況になりますたときに、一般的に知らせまして、ばい煙排出者に協力を要請する規定でございます。今回はこれで御説明した次第でございます。なお厚生省令なりを十七條の一項と並べまして、二項、三項といふと、通商産業省令で定める場合も、現行よりももう少し

○岡本(宣)委員 午前中は、最後の一点だけお聞  
こなうおそれがある場合をもう少し広げるべきで  
はないかという意見もござりますので、その点に  
ついては、両省でいま検討している次第でござい  
ます。

て、たとえは産業といつても、当該産業の方を選ぶわけではなくて、一般的に技術的に知識、経験の高い方を産業界から選ぶという趣旨でございま  
すし、公衆衛生の問題は医学上の専門家を選ぶ、  
しいて言えば、公益を代表する側に、いわゆる國  
民なり庶民を代表する方を選ぶ、こういう趣旨で

騒音規制法のほうを先にひとつお願ひしたいと  
す。そこで、各条項ごとに詳細な質問がございましたので、私がお尋ねするような事項も少ないわけですが、ざいますが、「一、二、三の点に関しては、私からこの機会にお尋ねを申し上げたいと思うのであります。

きして、午後からまたお聞きしたいと思います。  
第四章の中で、和解の仲介の申し立てについて、この中で仲介者の候補者としまして「一般公益を代表する者及び産業又は公衆衛生に関し学識経験を有する者のうちから、委嘱」するということがありますと、公益代表といふのは、これは中間だと思うのです。それに対して、今度産業界からも入る、ところが被害者のほうからはだれも入っていない、仲介員候補には入らないといふような仲介の姿といふものは、どう考えておるのか。これは三者の代表、要するに被害者と加害者があらざいまして、決して、これほどちらを立ててどちらを軽く見ると、いう趣旨ではございません。それから、御指摘のように、大気の問題についての和解の仲介が非常に少ないのは事実でござります。本の場合は三十数件ござります。この和解の仲介制度については、御指摘のように、制度そのものをどうして利用されないのかという一般的な議論がござります。この点につきましては、現行の紛争制度との関係で、公害の紛争処理をどういう制度できめるのが適当であるかということを、現在政府部内並びに中央公害対策審議会のほうで

停していくというならば、話はわかるのですけれども、被書者は入っていない、こんな片手落ちな仲介員をつくって、はたして和解ができるのかどうか。すでに今までばい煙規制法でもこういうような問題がありますけれども、聞くところによると、今まで三件しか仲介の申し立てがないということは、これは何にならぬということなんですね。この点についてどうですか。

○武藤(琦)政府委員 和解の仲介制度の構成員のことございますが、先生は、加害者の産業代表が入っていて、被害者の代表が入っていない、これはすこぶる片手落ちではないか、こういう御意見でございますが、これは仲介をする人でございまますので、一般的に当事者が入ること自体はおかしいわけでござります。それから、して被害者を——いわゆる「公益を代表する者及び産業又は公衆衛生に關し学識経験を有する者」というのは、いわゆるどちら側を代表するというようなニュアンスで選ぶわけではございませんで、やはりこの大氣の問題についての学識経験がある範囲を一応示したわけござります。したがいまし

合同で検討を行なっておりますが、その際にこの和解の仲介制度といふものをそのまま存続せしめるか、あるいは少し改正するか、あるいはほかの新しい制度に切りかえるか、いろいろ検討が行なわれておるわけでございまして、その点なお検討させていただきたいと思います。

やはり、大氣というのは、いわゆる住民の感覚でとらえて汚染状況がわかるというような問題でなくて、健康障害までいかないとなかなか住民から自発的に問題が起きてこないような実情もございます。しかしながら、騒音問題につきましては、おそらく和解の仲介制度といふような問題は一番なじみやすい問題ではなからうかと思います。なお、この和解の仲介に持ち込まれます前に、いろいろ行政当局で相当の努力が行なわれておりますとして、統計を見ましても、相当数の解決が行なわれておるわけでございます。

○岡本(宮)委員 これで、午前中の質問を中止しますと、あとでまた続いて行ないたいと思います。

○山崎委員長 小山省二君。

○小山(省)委員 同僚議員から、連日にわたつ

そういうような表現がないのはおかしいじゃないか、こういう趣旨の御質問でございます。ここでは問題がありますのは、一体騒音の場合に、健康に支障があるという程度をどう見るかという問題でございます。ここに「生活環境を保全する」ということを書いて、健康の保持ということを書かなかつたのは、私たちの常識といたしましては、健康に害があるというその騒音は、相当に激しい騒音である。それよりも、「生活環境を保全する」ということのほうが、もっと騒音を防止する基準から言うと、きびしい基準を保てといふことにないのではないかだろうか。これはいろいろ議論がありますが、ここに私たちがこういう表現をいたしましたのは、そういう趣旨でございます。これは、騒音がどれだけ健康をそこねるかといふ測定は非常にむずかしい問題でございまして、私たちがここに健康の保持を書かずに「生活環境を保全する」という表現をいたしましたことの趣旨は、健康がそこなわれるような騒音というものは、たいへん大きな騒音であり、また不快な騒音が続く。その他生活環境の保全という場合には、そ

までいかないような程度の低い騒音でも、なおかつ規制してしかるべきじゃないか、そういう常識的な考え方から、そういう表現にいたしておりますので他意はございません。

○小山(省)委員 私も、騒音についてはよく理解ができるのですが、しかし騒音そのものを法によって規制しなければならぬというようなのも、これは一つの時代の趨勢と申しますが、国民的 requirement であります。したがって、この騒音が国民の健康に決して無関係であるとは断定しにくい面もありますので、しいて私は、これを排除するほどの理由もないといふうな考え方から、できれば、そういう問題をあわせてひとつ、この騒音規制の中に、十分当局が考慮しているのだという考え方を打ち出す意味においては、やはり加えたほうが、結果においてはいいんじやないかといふうな考をを持っておるので、この点強く御指摘だけ申し上げておきたいと思うのです。

それから、今回この法案の中で、和解の仲介の制度が設けられたということは、大きな一つの前進であるといふうに私は考えております。

しかし内容を見ますと、きわめてばく然と、その効果をある意味においては疑わざるを得ない程度の、言葉なればあせんの労をとりますといふだけのことであつて、したがつて、こまかい点についておは、おそらく政令に譲るといふ気持ちであらうと思うのですが、その際ひとつ十分政令の中でこれがほんとうに最大の恩恵である、こういうふうな感じが持たれるよう、十分ひとつ遺憾なきを期していただきたい。これは希望であります、つけ加えて希望を申し上げておきます。

それから、第二条の、「著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう」という、この特定施設であります、この特定施設の中

に、私どもの関係では、入るまいと思いますが、御承知のとおり、織維産業など相当日常、織機の音が激しくするわけであります。こういうものが、政令の中での特定施設として入るものであ

るかどうか、この機会にちょっとお尋ねをいたし

ます。

○矢島政府委員 特定施設を政令で定めるだけでございますが、その中身について、まだ完全に成案ができないわけですが、御指摘の織維に関する騒音が八十五ボン程度くらいのものを考えておるわけがございまして、先生御指摘の織機でございますが、織機については、その点で検討いたしたいと思つております。

○小山(省)委員 この法案をつくるまでに、相当長期間にわたつて十分な事前調査がなされたとい

うことありますから、おそらく日本におけるそ

ういう織維産地というものは、こういう規制の対象になるからぬかということは、あなたのほう

でも十分御調査になつたと思うであります。し

たがつて、その調査の結果、これは入るといふ

うに考えられますか。言うならば、日本の大きな

織維産地といえば、丹後であるとか、あるいは桐生であるとか、十日町であるとか、八王子である

とか、そういう産地における中小の工場というも

のはこの対象になるかどうか。そういうことは一

応調査の結果、何ボンですか、五十ボンですか、六十ボンですか、これはもちろん条例によつて

都道府県自体がその条例の中で基準をきめるもの

と思うのですが、大体今までのあなたの方の御調

査の中では、それは規制の対象に入るべきように

なつておるかどうか、その辺調査の結果につい

て、ひとつお聞きしたいと思います。

○矢島政府委員 御承知のとおり、この騒音規制

は地区を定めてやるわけでございまして、工業専用地区、商業地区、住宅地区その他四つくらいに

分けてやるわけですが、工業専用地区あるいは工

業地区等につきましては、これはむずかしいかと思

いますけれども、その他の地区については、最終的にきまつておりますが、入るべきものと考

えております。

○小山(省)委員 ちょっとよくわからないのです

が、簡単に言つて、そういう適用される中へ入る

のですか。

○矢島政府委員 一応対象にするつもりでござい

ますが、地区によりましては、工業専用地区、住

宅なんかのないところでござりますね、そういう

ところについては、これは入れるか入れないか

は、別途検討いたしたいと思います。

○小山(省)委員 従来の家庭工業的な織維工場地

帯というものは、おそらく一定の特殊な工場地帯

として存在していないと思うであります。した

がつて、対象に入るとすると、当然防音施設のよ

うなものをしなければならなくなつてくると思

います。この附則の中には、近代化資金助成法です

かの一部を改正して、できるだけこの恩恵に預か

れるような処置が講ぜられておるようであります

が、従来基本法の中にも、しばしば中小企業に関

しては特に考慮する、特別の措置を講ずるよう

にいう指摘をしておるのですが、今回のこの立法

にあたつて、そういう対象が相当広範囲にわたつ

て行なわれる、ということが事前に十分わかつてお

る。したがつて、当然これに対する金融の面もい

ろいろと論議をされたと思うであります。したがつて

関係機関とも相談して、たとえば国民金融公庫法

なり中小企業金融公庫法なり、そういう面の改正

を行なつて、当局においてそれらに対処できる十

分な用意があるかどうか、そういう話し合いとい

うものを大蔵当局とされたかどうか、その辺の事

情について、この機会にお知らせ願いたい。

○各壇政府委員 いま小山議員の御指摘の、いわ

ば小規模な業者の方々の対策が一番騒音の場合は

間題の多い、また行政的にも相当に考えなければ

ならない考え方だと思います。御存じのよう、第

十三条に、わざわざその問題について条文を起こ

しまして、その趣旨のことをうたつておるのであ

りまして、法律的には十分な考慮を払うべきだと

いう趣旨が明らかでございます。具体的にいま御

指摘になりました金融あるいはその他の優遇措置

あるいは保護措置と申しますか、それをどうする

かという問題につきましては、担当のほうからお

答えさせます。

○矢島政府委員 先生御指摘の近代化資金については、すでにこの法律の附則に書いてあるとおりでございます。これによりまして、これによりまして償還期限を延長するというようなことで、最もいい条件を適用することにいたしておりますが、それ以外に、中小企業金融公庫からの低利貸し付け制度の実施、これはもう現実に手配しておりますが、さらに特別償却、これにつきまして、いすれ改正する特法による指定を行なうと、いうことによりまして、実施する。それから地方税関係におきまして、固定資産税の非課税を現在話し合ひを進めておりまして、いすれこれは実施するものと思っております。それから、申し忘れましたが、公害防

止事業団につきまして、その運用によりまし

て、所要の措置を講じたいと思ひます。

○小山(省)委員 それでは、次に第四条の二項でありますね、二項に、「指定された地域」、この地

域、「定められた規制基準によっては当該地域の

住民の生活環境を保全することが十分でないと認めるときは」、そういう地域というものはどうい

う地域を意味しているのですか。

○武藏(瑞)政府委員 いま考えておりますのは、

住宅専用地域、それから住宅地域、それから商業

地域と準工業地域、それから工業地域、大体この

四つの地域に分けて、現行条例では、それそれ

昼夜、夜、朝、夕というような時間帯を分けて、規

制基準がきめられておりますので、そういう地域

に分けて、それぞれの音の規制をきめたい、かよ

うに考えております。これは、しかしながら必ず

しも都市計画法に定められた地域そのものをそ

まま引用するということではなくて、やはり先生

御指摘のような特別の事情のある地域について

は、都道府県知事が、その実情に応じて、その地

域をきめていくということにしたい、かよう考

えております。

○小山(省)委員 四条二項につきましては、「市町村

は」云々とありますて、特に住民の生活環境を保

全したいというような地域については、知事がきめた基準とは別に基準をきめたい。たとえば、一

例をあげますと、同じ商業地域でも、非常に静かな商業地域をつくりたい、こういう市町村の意思があつた場合には、ほかの市町村とは違つた規制基準を条例できめらべができるということを、この二項であります。

○小山(省)委員 要するに、知事の定める条例以上に強い規制をしたいという意味において許されたこの条項で、知事がきめた条例を、その地域に限つてもっとゆるめていいというようなことを、この中に含まれておるのかどうか。

○武蔵(瑞)政府委員 大体のねらいは、やはり国民の生活環境を守るという観点からこの条項を置いておきましたして、一例を申し上げますと、たとえば工業地帯であつても、従業員の宿舎が相当あるような地帯があるはあらうかと思ひます。そういう場合には、夜間の工業地帯の規制基準というものも、工業地帯の一般並みではなくて、やはり準工業地帯あるいは住宅地帯と同じような規制基準を適用して、従業員の夜間ににおける環境を守らうというようなことも、これによつてできるということをねらつておるわけでございま

す。

○小山(省)委員 趣旨はよくわかりました。

それで、十三条の小規模事業者に対する「勧告または命令の内容について特に配慮しなければならない」、この「特に配慮」という点はどういうことですか。

○矢島政府委員 小規模事業者に対して規制を行なう場合、騒音防止の方法の改善等を勧告し、あるいは命令する場合があるわけですが、その場合、小規模事業者の資力、経営内容を十分勘案いたしまして、その小規模事業者の事業活動が著しく阻害されないよう、勧告あるいは命令の内容、あるいは実施期限等について、特に配慮することを考えておるわけでござります。たとえば実施の期限を、普通だつたら一年以内にやれといふのを、若干彈力的に考えてやる、こういうような趣旨です。

○小山(省)委員 趣旨は大体よくわかりました。

次に、十六条「特定工場等において発生する騒音又は特定建設作業に伴つて発生する騒音による被害」に対する和解の申し立てができる、こうなつておるので、これは特定工場以外でも、和解の申し立てができるわけでしょう。これはどうして特定工場において発生する騒音に限るので

ですか、この和解の申し立てというのは、対象にしておりますものについて、和解の仲介を行なう、そういう趣旨でございます。

○武蔵(瑞)政府委員 やはり、この騒音規制法で

対象にしておりますものについて、和解の仲介を行なう、そういう趣旨でございます。

○小山(省)委員 ですから、この条文で読みば、「特定工場等において発生する」「等」というのがそういうものに限定されるのか、そういうものにこだわらずに、騒音によるそういう被害についてはすべて、こういう紛争が生じたときは、「当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができる。」

ということは、特定工場といふものに限定されるのか、そういうものにかかるわらず、紛争の仲介の申立てをすることができるのか、それを……。

○武蔵(瑞)政府委員 特定工場等といいますと、前

に定義に書いてありますところで、したがいま

まして、この法律で対象にしております、特定工

場による騒音と特定建設作業に伴つて発生する騒

音だけでございまして、法律の対象にしていない

ものについては、この十六条によって和解の申

立てをすることは、一応法律のたてまえとしては

できぬといふことでござります。したがいま

して、おそらく先生の御趣旨はそれ以外のいろいろ

な問題について、やはり積極的に紛争の処理をや

るべきではないか、こういう御意見だらうと思いま

す。この点につきましては、先ほどから申し上

げておりますように、紛争処理につきましては、幅広

くたとえ苦情の処理等も含めて、いろいろ検討

いたしましたして、根本的な制度の確立をはかります。

○谷垣政府委員 特定工場といふ表現が非常に狭い感じで、それだけではまことに相なるかといふ。先ほどの御趣旨は、私もごもつともだと思います。ただ、御了解を願わなければいけませんが、この法律の最初のたてまえが「著しい騒音を発生する施設」これは政令できめるわけですが、その施設を持つておる工場というのが特定工場でござりますので、かなり政令のやり方によつて

の府県で条例等で調停委員会等をあらゆる公害について設けておられる地方公共団体もございますので、そういう面の条例で、紛争の処理といふことは当然できるわけございまして、国の法律で貫した完全な紛争処理制度ができるまでは、あるいは地方公共団体のほうで、条例でそういう特別の制度をおつくりになることは一向差しつかえない、かのように考えております。

○小山(省)委員 従来、都道府県が条例によつていろいろなそういうことを定めておるかもわかりませんが、やはり法律ができると、従来あった条例はその法律によってある程度制約を受けるわけでありますから、この法律の趣旨が特定工場に限りそういう紛争の和解を申し立てることができるんだけだと、いうふうに限定されると、むしろ彈力的に従事に和解の仲介の申立てをすることができる。」

ということは、特定工場といふものに限定されるのか、そういうものにかかるわらず、紛争の仲介の申立てをしてをすることができるのか、それを……。

○武蔵(瑞)政府委員 特定工場等といいますと、前

に定義に書いてありますところで、したがいま

まして、この法律で対象にしております、特定工

場による騒音と特定建設作業に伴つて発生する騒

音だけでございまして、法律の対象にしていない

ものについては、この十六条によって和解の申

立てをすることは、一応法律のたてまえとしては

できぬといふことでござります。したがいま

して善処していただきたい。

それから、近代化資金のこの助成法の一部改正

については、先ほど次官からお話をありました

ところをお願い申し上げておきたいと思います。

○谷垣政府委員 特定工場といふ表現が非常に狭

い感じで、それだけではまことに相なるかといふ。

先ほどの御趣旨は、私もごもつともだと思いま

す。ただ、御了解を願わなければいけませんが、

この法律では、運輸大臣の責任において善処する

べきではないか、こういう御意見だらうと思いま

す。この点につきましては、先ほどから申し上

げておりますように、紛争処理につきましては、幅広

くたとえ苦情の処理等も含めて、いろいろ検討

いたしましたして、根本的な制度の確立をはかります。

○谷垣政府委員 昨日來いろいろ御指摘がござ

いましたように、確かに、法律の形式的な形から申

しますと、通商産業関係と比較いたしましておかしいじやないかという御意見が出るもの、ある程

度もつともだと思います。しかしながら、これは御存じのよう非常に流動しております。またそれがそれの車両の数等も違います。また運転手等の心がまえの問題、あるいは道路、交通条件の問題



を掲げたものであるか、これをお伺いしておきた  
いと思います。

○佐藤内閣総理大臣 この基本法の精神が、実施  
法で曲げられるとか、それがまた後退するとか、  
そういうふうなことがあっては、基本法は意味を  
なさないのですから、政府はきようなことは絶対  
にするものだとは思いません。ただいま書いてあ  
ります表現のしかたその他について、あるいは解  
釈上で、しま島本君の御指摘になるようなことが  
あるかわかりませんが、しかし二つの目的を持  
つていて、そうしてどこまでも人間尊重の立場か  
ら、公害基本法が運用される。その基本法の定む  
るところ、それは忠実に守るはずであります。し  
たがいまして、ただいま中央公害審議会等も、そ  
ういう点について十分意見を練つておるはずであ  
りますから、ただいまのようないくつかの御疑念がありま  
すが、一応実施の状況で、またさらにただいまの  
ような御批判がはたしてあればですよ、ひとつ、  
政府何事だと、おしゃかりを受けたいと考えま  
す。

○島本委員 今まで数日間これを審議してまい  
りました。いま総理の来る直前までこれを審議し  
ておりました。その中でも、問題の点は、第一条  
の目的、こういうようなことであったようであ  
ります。総理の意見はそのまま私はちようだいた  
したいし、そうすると、この騒音規制法と大気汚  
染防止法は、これは目的的点だけでも手直しを  
し、修正をしなければならない、こういうような  
ことになります。この点等も十分お考えござい  
ます。この点等も十分お考えございま  
す。

○佐藤内閣総理大臣 この立法技術は法制局に十  
分検討させましたが、私は手直しする必要はない  
のじやないか、かように思います。いまどういう  
点を指摘なさるのか、それはひとつもう少し具体  
的におっしゃつてください。私ども、そのほうの  
専門の技術屋に法案を制定させたのですから、そ  
んな矛盾はないと思します。

○島本委員 それは具体的な問題として、その懸  
念は十分あるといふことで、今までの質問が展  
開していたわけです。総理にお伺いいたしたいの  
は、大気汚染防止法案の中では、ばい煙の排出の  
規制の問題や、指定地域ごとの排出基準の決定、  
その公示、変更、廃止、またばい煙排出規制地域  
の決定及びその政令の制定、改廃、こういうもの  
については、厚生大臣と通産大臣が主管すること  
にはつきりうたわれております。しかし  
臣、片や運輸大臣だけであって、これは許容限度  
をきめる場合には、厚生大臣の単に意見を聞かな  
ければならない、こういうようなことになるので  
す。そうすると、意見を聞くということは、とり  
もなおさず聞き捨てといふこともあり得るわけ  
ございまして、その点もやはり十分考慮しなけれ  
ばならない問題じゃなかろうか。なぜ運輸大臣と  
厚生大臣と並べられないか。それとあわせて、意  
見を聞く義務だけでなく、同意を得る義務にした  
ほうがベターじゃないか。はつきりこういうよう  
に指摘できるわけであります。この内容であります  
。こういうように改めて、これは十分この効果  
を發揮すべきだと思いますが、総理、いかがで  
しょう。

○佐藤内閣総理大臣 よくわかりました。どうい  
う点かと思つたのです。まず、自動車の問題、こ  
れはただいま運輸大臣の専管事項であります。今  
回の公害防止に関しまして、いろいろ法律の制定  
にかかるてみると、どうも共管事項が非常に多  
い。今後の行政の単純化というか簡素化に逆行  
するような問題が非常に多いのです。したがいま  
います。そこで、こういう問題に対しましては、  
受けけるわけがありますが、非常に進んでいる条例  
の中には、本法よりも、いろいろの面でむしろ高  
い水準を持っておるものもあることは事実でござ  
います。そこで、こういう問題に対しましては、  
それを尊重しなければならぬ、これは当然であります  
。ただ同意ということにいたしますと、これは  
両省が共管ということになる。こういうことはで  
きるだけ避けよう。これはともかく単純化する。

○佐藤内閣総理大臣 まだいまのお話は、一応筋  
の立つたことで、全然わからないわけでもあります  
。せん。しかし今回のこの公害の防止法その他基本  
的な立法を国でいたすことになれば、地方の条  
例、これは一応廃止になるものだ、かように私は  
了解するのです。また国会の皆さん方の御意見  
など、実は権限争いをしないようにしてみたいの  
です。これは私自身が官僚の出身ですから、その  
辺のことを知つておりますが、ちょっとひづかか  
りがあると、そちらで非常な文句をつける。そう  
いうことは、事務の処理上非常に困る、かよう  
に私は思います。そういう意味で、これは特に同  
じことばを使わないと、意見を聞く、かよう  
に申しておりますが、意見を聞く以上、尊重しな  
いわけにはいかない、かのように御了承いただき  
ます。

○島本委員 終わります。

○山崎委員長 河上民雄君。

○河上委員 せつから総理がおいでになりました  
ので、二つほど……。

この法案が、まだいま二つあるわけですけれど  
も、成立いたしまして、施行に伴いまして生ずる  
問題として、両法案と、すでに施行されておりま  
す条例との関係がございます。御承知のとおり、  
公害問題が人々の注意を引きまして政治問題とな  
りましたのは、地方からでございまして、各地方  
の中には、非常におくれておるところもあります  
けれども、また公害問題担当者の熱意と住民の激  
しい運動の貴重な成果として、非常にすぐれた條  
例があるわけでござります。の中には、こうい  
う二つの法案の成立によりまして、すべて制約を  
受けるわけですが、非常に進んでいる条例  
の中には、本法よりも、いろいろの面でむしろ高  
い水準を持っておるものもあることは事実でござ  
います。そこで、こういう問題に対しましては、  
定問題などについて、各省間の調整に手間とり、  
肝心の公害が放置される、あるいは救済が放置さ  
れるということは非常に多いわけでござります。  
第二に、先ほど来、公害行政あるいは公害の認  
定問題などについて、各省間の調整に手間とり、  
肝心の公害が放置される、あるいは救済が放置さ  
れる、こういう問題について、アメリカなどでは、  
厚生省が専管して非常な成果をあげているわけで  
ござります。こういうような事実も参考し、一元  
化について一そらの努力をせられるよう、われわ  
れは希望したいわけでございます。この機会を借  
りて、総理から総理の御決意を承りたい。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど、立法の運用にあ  
つて、弾力的な運用を政府がするものだ、かよ  
ります。ただいまのお話は、一応筋の立つたこと  
で、全然わからないわけでもあります。

うに理解する、かようくに言われましたが、弾力的に運用というものが、誤解がなければたいへんしあわせです。私は、法律ができれば、それがあまり弾力的に伸び縮みしては困るだらうと思います。私の申すのは、地方の自治体の特殊性があるから、その特殊性に対応するようにこの法律を適用しき、かような意味ですし、それ以上に、あまりやつてもやらないでもいいように考えられると、これは弾力的運用にならないから、その辺をひとつ誤解のないようにお願いしておきます。

それからもう一つの問題、これまでできるだけ

○河上委員 以上で終わります。

○山崎委員長 折小野良一君。  
○折小野委員

鳥の聲もなく、声も聞こえません。よほどの郊外に行かないといない、こういうような世の中になつておるわけでございますが、こういうような状態につきまして、まず總理の率直な御所見をお尋ね

いっております。そしてその範囲が広がってきて、いつておる。やはりこういう時期には何とかしていかなければならない。これにつきましては、何といつても公害対策の推進をはかつていかなければならぬわけでござりますし、昨年公害対策基本法ができましたのも、そういう政治の姿勢を示すということだというふうに考えるわけでござります。ところで、ことしはその基本法に基づきまして、いろいろな実施法ができる、具体的に対策が進むということを多くの国民が期待しておいでござりますが、なかなかいろいろの問題がござります。

は、これは從米國の法制がなかつたのでございま  
すから、これは非常な前進であるということが申  
せますし、また地方の条例等におきましても取り  
上げられなかつた、建築作業場等の騒音の規制を  
加えられておるというようなことで、私ども敬意  
を表しておるわけでございますが、しかし私ども  
の周囲にあります騒音の中で非常に大きな面を占  
めております、自動車その他の交通機関の騒音  
等、未規制のものも非常にござります。また両法  
案をまとめられるにつきまして、いろいろ困難な  
事情というものがあることは、私どもも承知いた  
しております。そういう点から、なお多く  
の欠陥を持つておる、改善を要する面が非常に多  
い、こういうふうに考えます。一步前進ではござ  
いますが、やはり國民は二歩前進、三歩前進をこ  
そ期待をいたしておるのでございまして、この  
ような法案につきましても、将来一そなうの改善に  
ついて努力をしていただきたいと考えるわけでござ  
いますが、そういう点に対する総理の御熱意の  
ほどをお伺いいたしたいと思います。

に、騒音防止にいたしましても、自動車がまず対象になり、さらに汽車も大きな対象になつております。庄司謙はまだ残つてゐる。こしよんじや

番大きな公害を巻き起こしておられます。ことに  
ジェットエンジンになると超音速の航空機となる  
と、それは騒音というようなものじゃない、た  
いへんなどだと思います。そういう意味で、こ  
れらについても、さらに積極的にいろいろのもの  
を考えていかなければならぬと思います。運輸省  
あたりでも、汽車、列車の騒音は、防止じゃなく  
て、騒音自身巻き起こさないような科学的な技術

上の進歩はないだろうか、そういうような苦心をしておるようであります。またいまの家庭暖房だ

とか、北海道あたりにおいてもそういうようなものが問題になる。また機械装置によります振動、そういうようなものも一つ問題になる。この公害を引き起こしておるその部門は非常に広いと思ひます。そういうものとさらに取り組んでいく、こ

第二類第五号  
産業公害対策特別委員会議録第十号 昭和四十三年五月十一日

これは絶対に必要だ。今回手始めとして一応のものを考へた、かように私も了解しておりますし、皆さんの御要望もそういうところにあると思いますので、どうかそういう意味でこの問題と取り組みたいと思います。

○山崎委員長 岡本富夫君。  
○岡本(宮)委員 私は時間が限られておりますので、簡単に質問いたします。

およそ民主主義といふものは、自由、平等、尊嚴と申しますけれども、この尊嚴について、総理は人命尊重が表看板だ、こういうようにおしゃつておりますけれども、今までの施策を旨でありますと、人間尊重、これが目的であつて、ひとの羞辱苦勤そういうものは手段である、これ

○佐藤内閣總理大臣 前向きでものごとをやりたいと思います。ただいまみたいへん残念ながら、かのように言われますが、私もさように思つておくれたことは、はかる、これはずいぶん骨の折れることであつたのです。一人だけでものごとをきめるようにはいかない、この辺が主たる問題でありましょ。それから、ただいま御指摘になりましたように、経済発展にいたしましても、何ごとも最終的には人間にかかるといふか、人間を目標にして、人のために経済発展をする、経済繁栄をもたらす、こういうようく生活に直結しなければならぬ。たゞいまの状況では、その生活に直結するるに人間の生活をこなす、そういうような状態でござりまするから、それのないようにする。ひとつそのため、関係各省とも非常な熱意をもつて、

ときには熱意があるがゆえに話がまとまりにくい、こういう場合もありますので、その辺をひとつ御了承をいただきたいと思います。

○岡本(電)委員 これは戦時中の遺物と申しますが、人間の健康、生活妨害などというものは顧みない、というような現代の産業界の姿のゆえに、結果、こうして日本の国の大気汚染ができたと思うんです。したがって、総理はいまおっしゃったように、ほんとうの民主主義に立つということは、人間尊重、人間の命を大事にする、これが一番の主眼点になつたいろいろな経済活動ということを、公書対策会議の、要するに各閣僚に強くひとつ要求をし、そうすれば私はこういう問題も早く解決するんじゃないのか、こういうように思うのですが、過去のことを言うなと言いますけれども、未来を知らんとすれば過去をもつて論じなければならぬ、したがって、今後どういう決意であるか、これをまずお聞きしたいのです。

○佐藤内閣総理大臣 先ほどから、私の今後の決意を実は申しております。そこで二、三の例について、これをひとつ考えてみていただくとよくわかるのですが、労働災害というものがしばしば起きている、炭鉱災害が起きている、きょうも新聞を見ていると、三名死んだ、四名死んだ……、一体何のために炭鉱で炭を掘っているのか。これはお互いの生活にエネルギー源を与えるよう、そのためなんですね。そのためにただいまのような生命を断つというような犠牲が出る。これなどは私どもは耐えられない。だから、こんなばかな話はないじゃないかといって、労働災害といま取り組もうとしている。ところが過去においては——これは私は資本主義の悪だとは思いませんけれども、そういう点において、全体のために一部の犠牲はやむを得ないんだというような議論が出来たり、あるいはまた、技術上の対策が立てられないままに、そういう災害の起ることはやむを得ないんだ、これは必要なものを生み出すために一つの悪がつむを得ないんだといふような議論が出来たり、さもとんだ、こういうようなあきらめがあつたな、と思います。けれども、さようなことではいかなか

いというのと、いま真剣に公書あるいは労働災害の目的はどこにあるのか、また政治活動の真の目的はどこにあるのか、そういう目的をはつきりとして、そこであらゆる知恵をしぼっていこう、科学技術の進歩もそういう方向へ動員しようじやないか、これがいまのわれわれの立つておる姿でございます。そういう意味で、過去を追うなどうわけでもありませんけれども、とにかく、よほど世の中が変わっていくんだ、そしてその変わった場合に、目的をはっきりさせて、その目的のためにあらゆる衆智を集めしていく、こういうことでありたい、かようには思つておるのであります。まだ、これはいま始まつたばかりでありますから、これから幾つも問題があるだらうと思ひます。そういう意味では、できるだけ広い範囲からお知恵も拝借いたしまして、りっぱなものをつけっていく、一足飛びにはなかなかできない、着々とその方向に進んでいきたい、こういうことであります。

○佐藤内閣總理大臣 改善、改良することに、決してやぶさかでございません。勇氣を持って改善してまいります。

○山崎委員長 午後三時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十四分休憩

午後三時九分開議

○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。島本虎三君。

○島本委員 先般、私が、提出されております大気汚染防止法案と騒音規制法案に関連しているいろいろ質問した際に、航空騒音について、基地騒音が問題化しておる今日、千歳市の柏台にある旧海軍防空砲台あと、ここは米軍の接收地内にあるために、それが十分行き届かないまま、青少年の非行の温床になつてゐるという地域があるわけであります。その場所は千歳空港の玄関先にある場所で、見苦しいばかりではなく、滑走路の進入表面下にあるため、パイロットもいやがつておる事実もあり、千歳市では、数年前から財務局を通じて、撤去要求を出しているが一向にはかどらないという事件なんです。私はこの点についての責任の所在と、あわせてこの対処のしかたにつきまして、先般もいろいろ聞いたのでございましたが、具体的な結論がございませんでした。それで、今回はあらためて具体的な結論についてお伺い申上げたい。

これは旧海軍航空隊、海軍航空廠があつた二十年以上になる建物で、地下一階、地上二階の廃墟でありまして、奇怪な姿をしているだけではなくて、三十八年の六月には、当時九歳の少年が地下の水槽に落ちて死亡したという事件さえも起つた場所であります。したがつて、非行青少年のた

うな不備な法案は、救済法について改革を必要とするときは改革する用意があるか、これをひとつ聞きたい。

**○佐藤内閣総理大臣** 改善、改良することに、決してやぶさかでございません。勇気を持って改善してまいります。

**○山崎委員長** 午後三時より再開することとし、暫時休憩いたします。

まり場になるおそれもあり、その撤去法について  
は、以前から十分申し入れてあつた場所であります。  
この点について、二十年間何ら手を加えてお  
らない、この事実が明らかになつてわけであります。  
財務局のほうでは、これは米軍の施設である  
から、当然これはわれわれの手の及ばないところ  
にある。米軍の許可がこないから手がつけられな  
い。しかしながらこのままにしておいてはどうう  
でもならない。青少年の悪の温床になる。したがつ  
て、国費によるこの撤去がぜひとも必要だとい  
う段階に追いつめられておるわけであります。この問  
題の解決は焦眉の急を告げておる問題でございま  
して、このままに放置できません。ことに青少年  
関係を預かる厚生大臣としても、これはただ単に  
事件として見過されない問題でありますので、  
ひとつこれは施設庁のほうでどのように考えてお  
られますか、明確なる御意見を伺いたいと思ひます。  
○鍾江政府委員 お尋ねの千歳基地にござります  
ところの旧砲台は、地位協定によりまして、現在  
米駐留軍に提供しておるものでございますが、こ  
の砲台などの施設が千歳飛行場の進入表面下にあ  
りまして、航空機の離発着にあたりまして、パイ  
ロットに若干の心理的な影響を与えるというう  
とも考えられまして、自衛隊におきましても、本  
物件があるということは望ましくないといふふう  
に聞いております。ただこの問題、この施設をど  
ういうふうに処理するかということにつきまして  
は、何ぶん先ほど申しましたとおり、現在提供中  
の財産でございますので、かりにその施設だけを  
処理するということになりまして、米側から返  
還を受けまして、そして処理しなければならぬ  
い、かよううに存じておりますので、今後この取扱  
いにつきましては、大蔵省当局とも十分協議い  
たしまして、なるべく早い機会に処理いたしむ  
い、かよううに考えております。

はに二十年来、こういうようないわば非行青少年の悪の温床と思われるような施設がそのまま放置されてあるということは望ましいことではない。これは今まで市が幾ら陳情してもどうにもならなかつた問題である。こういうようなことになつております。それがいわば防衛施設周辺の整備等に関する法律、これができておつても、その進入口のままで市から、いろいろな点でこれがいやがられておる。駐留軍は、借りたままで施設をそのまま放棄してある。大蔵省の財産だと思つてゐる所であります。それがまた、東京から行つて一時間で着く千歳の空から入り口になつてゐるわけです。こういうようなことはもう少し真剣にこのならば、これはとんでもないことになるという場所であります。それで、早くこれを撤去することが必要であり、撤去する部分については、これは旧海軍の施設のあとですから、完全に、これはそういうよろなことはしてやれないことはないじやないか、こう思われます。この国費による撤去、これはずひ必要だと思いますが、これはどうしてもできませんか。できるならば、これはぜひやってほしいと思います。

これはやはり何か手を施さなければならないと思いません。これは施設庁のほうで、この問題に対して、やるならば撤去してやる。撤去しないで、そのまま受け取ってくれ、こう言つても、なかなかこれは市としてはできがたい。こういうような問題であり、そのままにしておけない問題ですか、ぜひこれは施設庁のほうでやるべきだと思うます。そうして関係市長と話をし、この問題の解決のために急いでやつてもいいと思うのですが、これはどういう御意向でしょう。

○鑑江政府委員 たびたび申しますように、四五百万の経費がおそらくかかるのではないかといふことが考えられますので、その面について、まず財政当局とも協議いたしまして、善処いたしたい、かようになります。

○島本委員 これはやはりぜひ善処をしてもらいたい。これはもう近く中に現地の市長とも話をしてもらいたい。それと同時に、大蔵当局とも話して、払い下げまたはこの撤去、これに必要な部分については善処してやつてほしい、こういうふうに思います。その意見を入れて交渉に当たられたいと思いますが、よろしくうございますね。

○鑑江政府委員 その線に沿つて努力してみたいと思います。

○島本委員 次に、先般同じ騒音規制法案を審議している際、航空騒音の問題が問題になりました。その際、民間における飛行機の発着、これは公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律、こういうようなものによって処理しているわけなんであります。しかしながら、これもまだ十分ではない。十分でないままに、せめてテレビの受信障害、これもまだ結論を得ないけれども、近々これもなくしたい。乳児院や保育所、この面まで十分手は伸ばしておらないけれども、法的にこれをはつきりと補助の対象にしてまいりたい、こういうようなことをはつきり言明されておるわけであります。そのほかに、身体障害者更生保護施設、助産施設、乳児院、それから精神薄弱児通園施設、虚弱児施設、有床診療

所、有床助産所、こういうようなもの等につきましても、これは現にある法律に準拠いたして、またその直接当たるものは直接適用して、こういう措置については補助または政令によるところの援助、こういうようなものは十分にしていただきたい、これが民間関係、いわば運輸省の答弁になつておるわけであります。この点については、残念ながら、これは防衛施設周辺の整備等に関する法律の中にははつきり盛られていないのじやないかと思うのです。若干あるものはあるかもしません。しかし政令でやつているものもあるかもしません。しかしこの辺までは、やはり民間であろうと防衛庁の基地であろうと、それは受けるのは国民ですから、これは同じような補助、こういうようなことにしておかないと、差別があつては困る。この辺に対するはつきりしたお考えがございましたならば、この際、言明しておいていただきたいと思います。

病院」、それと「前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの」というふうに明定いたしておりまして、この法律の三条を受けまして、政令で、この学校教育に類する施設といたしましては、児童福祉法によりますところの保育所あるいは教護院、こういったものを防音工事の対象にいたしております。さらに医療施設に關するものにつきましては、医療法によるところの診療所、それから生活保護法によりますところの救護施設、それから老人福祉法によるところの特別養護老人ホーム、こういう施設につきまして、防音工事補助金の対象にいたしておるというのが現状でござります。

○島本委員 それはわかりました。

いま私が読み上げたものは、それからなおかつ漏れておる。しかしながら、これはいま言いまして、たような学校教育法、医療法、それから第三番目の「前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの」、この政令の中にこれを十分盛り込んで、民間も防衛庁の基地とともにそろえて、同じようなレベルで、補助その他騒音の被害を排除するため当たっていただきたい、こういうようなことで、理の当然なもつともな質問です。そのとおりやりますと言えは、それで終わりです。

○鑑江政府委員 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律、ここにおきましては、精神薄弱児施設を対象といたしてあります。

○島本委員 その種施設が現に騒音に悩まされています。

際は、十分検討の上、これまで善処いたしたい、かように考えます。

○島本委員 あわせて一般人家への補償、こういふなものに対しても現在どうなつておられますか。また、いろいろとそれに対する苦情はありますか。

○鑑江政府委員 先生御質問の向きは、一般の住宅の関係かというふうに了解いたしましたが、こ

の一般の周辺の皆さまがいろいろ騒音に悩まされ当該情を受けております。したがいまして、十分のことはわかりますが、現段階におきましては、まず公共施設を整備するということに努力を

置いておりますので、一般民家につきまして防音工事を施すということは非常に困難な事情があります。ただ、この教説措置といたしましては、先ほど申し上げました整備法の第五条によりまし

て、滑走路の延長上進入表面の直下で約千メートルまで居住しておる人が、騒音でもうるさくてしかたがない、どこかへ移転したいというような陳情があります際には、当該家の移転補償ある

いは敷地の買取、こうしたことで逐次処理して、そういう皆さまの御希望に応しておるというのを実情でございます。

○島本委員 一言お伺いいたします。

○鑑江政府委員 二十年間こういう施設が放置されたままになつておつたり、防空壕がそのままになつておつた

り、どうもしようがないようなものが町の中に入

るごろあるわけですね。そういうような旧軍事施設についての責任、並びに現在の管理はどこでし

ておられるのですか。

○島本委員 一言お伺いいたします。

○鑑江政府委員 米駐留軍に提供しておる施設は

たものは、施設内にあるもの、米軍がその土地を

使用中のもの、こういうことと、使用しな

くても、米軍が借りておるものであります。こう

なりますと、いろいろな点で問題はありますよ

けれども、そのままで放置はできないものです。

○島本委員 重ねて申し上げますけれども、

提供施設外にありますところの普通財産は、残念ながら当庁の所管でございませんので、御希望に沿うようなことはできない、こうしたことなどを

すから……。

○鑑江政府委員 重ねて申し上げますけれども、

たまにございませんが、なかなかめんどだとい

うのは、結局撤去の予算を要求する場合に、それ

を要求するところの予算が削られるなどのことか

ら、なかなかやらぬといふことで、そ

うなつておると思ひますが、御指摘のとおりでござりますから、私からも、防衛廳長官、大蔵大臣

に、私も協力申し上げたい。

なお、一般的な問題につきましても、同様にい

たしたいと思います。

○浜田委員 委員長、関連。

ただいまの防空壕問題に關連して質問いたしま

すが、いま発言をされたように、旧海軍なり、陸

軍なりで、特に軍港地、こういうところに軍の命

令によりて防空壕がたくさん、もちろん国有地のと

ころもあるいは民有地のところにも、掘らしてお

るわけですね。それが御指摘にもあつたように、

確かに都會ではいま子供の遊び場もないから、防

空壕の中では子供が遊ぶようになつて、先日も、広

島県では、子供がそれで二人死んでおるのです

ある防空壕や待避壕、こういうような施設に對してあるもの、これの責任はどうなんですか。普通財産はもし普通財産でありますならば、これは大蔵省の所管の問題だと思います。

○島本委員 そういうような軍のものに對しては、は、そのままでは普通一般の国民は使えないわけですね。まして防空壕だとかまた砲台あとなどいうの一つの問題だと思ひます。

○鑑江政府委員 そういうような軍のものに對しては、無用の長物であつて、ど

うにもできない。地上二階、地下一階、悪の温床

であるこの砲台のあとというようなものは、な

おさらこれはどうにかしなければならない。しかし

ながら、そのままにしておいて、保管の責任を完

全に果たした、ういうようなことにはならぬの

であります。これは防衛廳のほうで、旧日本軍の施

設であるから、そのまま引き受け何らか措置す

ます。ただし、この教説措置といたしましては、先

ほど申し上げました整備法の第五条によりまし

て、滑走路の延長上進入表面の直下で約千メート

ルまで居住しておる人が、騒音でもうるさくてし

かたがない、どこかへ移転したいというような

陳情があります際には、当該家の移転補償ある

いは敷地の買取、こうしたことで逐次処理して、

そういう皆さまの御希望に応しておるというのが

やりますと言えは、それで終わりです。

○島本委員 そしてまだそのままにして残されて

そらしてもうすでにそういうような遺物に對しては完全に処理すべきものであり、処置をするべきものである。こういうふうに思います。こういううの温床になるようなこういう場所ですから、防衛廳を厚生大臣が督励をして、そうして大蔵省に

悪の温床になるよう思ひます。ついでに厚生大臣の決意も伺つておきたいと思ひます。

○園田國務大臣 まず第一番は、千歳基地周辺の借り受けおるものとそうでないものとの地域

がありまいであつたり、それから、いまの場所

は、借りておるが使つていないので、子供が中に

入つたりして、いろいろな問題を起こしていると

思ひます。この撤去の問題は、事務的にうるさい

ことはございませんが、なかなかめんどだとい

うのは、結局撤去の予算を要求する場合に、それ

を要求するところの予算が削られるなどのことか

ら、なかなかやらぬといふことで、そ

うなつておると思ひますが、御指摘のとおりでござりますから、私からも、防衛廳長官、大蔵大臣

に、私も協力申し上げたい。

なお、全般的な問題につきましても、同様にい

たしたいと思ひます。

○浜田委員 委員長、関連。

ただいまの防空壕問題に關連して質問いたしま

すが、いま発言をされたように、旧海軍なり、陸

軍なりで、特に軍港地、こういうところに軍の命

令によりて防空壕がたくさん、もちろん国有地のと

ころもあるいは民有地のところにも、掘らしてお

るわけですね。それが御指摘にもあつたように、

確かに都會ではいま子供の遊び場もないから、防

空壕の中では子供が遊ぶようになつて、先日も、広

島県では、子供がそれで二人死んでおるのです

ね。あるいは、海軍工廠が旋盤なんか入れるのに、どれくらい大きな防空壕を掘つてある。そうすると、二、三百メートル離れている学校の校庭で、どえらい穴が陥没するのですね。若干、今日では手当が自治体には出ておりますが、焼け石に水です。しかも昨年の七月のあの災害なんかは、この防空壕の手入れがしてないから、それが原因で民有地なんかもすいぶん災害が拡大しているのです。そういう点を、厚生大臣は民生安定の面から——さつきも御指摘になつたのですが、戦後は二十三年たつても終わつておらぬ。これこそあなた、実力者の大臣は、民生安定——民有地なんか特にそれくらいしか手の施しようがないのです。そういう点で、政府はこれらをすみやかに手当てをして、そういう民生安定の対策を講じなければならぬと思うのですが、それに對する所信をひとつお伺いしたいと思います。

○園田国務大臣 いまの全般的な問題について

は、確かに各所にそういう施設がござりまする

し、しかも民有地、国有地に分かれておるし、所

管がはつきりしておりませんので、放任されてい

るいろいろな問題が起つておると思いますが、

これはあらためて、私、閣議の問題として提案をいたしましたし、どういう方向でやるか、あるいはどう

いう所管ですか、早急にやりたいと考えております。

○浜田委員 それだけ、強く要望しておきます。

○山崎委員 関本富夫君。

○岡本(富)委員 先ほどに引き続きまして、騒音

問題について、騒音規制法の中で、新幹線それから空港、自動車の騒音をはずした理由、これを運輸省のほうからお聞きしたいと思います。

○内村説明員 今度の騒音規制法の中から、ある

いは航空機の騒音、それから新幹線の騒音、それから自動車が抜けておる、この理由いかんといふ御質問でござりますけれども、まず航空機の騒音につきましては、五十五特別国会におきまして成

立いたしました、公共交通飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律という法

律がすでにございますので、その法律にゆだねることにいたしまして、本法案からは除いたわけ

でございます。

それから、新幹線につきまして申し上げますと、これはなお今後環境基準の設定等に關連いたしまして、検討を要すべき問題があるということ

と、これが一つ。それからさらに騒音の発生源と

いうものが、ほかの一般の工場騒音と異なりまして、不特定多数の発生源ではなくて、国鉄という

単一の明確な法人によつて発せられるということ

でございますので、特段の法律的措置を要しませんでも、運輸省ないし国鉄のほうで、特に指導監

督というような方法によつて、こういつた騒音防

止ができるのじゃないかという、この二つの理由を主といたしまして、今回の規制法には盛つてお

らないということが実情でございます。

○岡本(富)委員 新幹線騒音につきましては、こ

の前、私の委員会におきまして新たにこの騒音規制法の中に入れておかないと、これから新しく出てくるところの新幹線の土地買収、そういう

面についても非常に問題が起つて、予防の上から

この騒音規制法の中に入れておいたらどうだ

といふうにあなたにお話をいたしましたところ

が、あなたは善処しますと言つたまま、何の善処もない、これが一点。

それから、空港に対する飛行機の騒音に対する

防止法がありますけれども、大阪伊丹飛行場の姿を見ますと、滑走路から千三百メートルですが、

そこまではその法案の中に入つておるけれども、そこから向こうの状態を見ますれば、高芝地区と

いうのがあります、これは全然入っていない。

そうすると、騒音規制法の中にも入らない、ま

た飛行機の騒音防止法の中にも入らない、そういう盲点ができるわけですが、それをどういうよう

にあなたは考へておるか、運輸省としてどういうふうに考へておるか、これをお聞きしたいと思

います。

○内村説明員 ただいま先生からお話しのござい

ました国鉄新幹線につきましての騒音、これは今

なお、飛行場の関係につきましては、飛行場管

理課長のほうから御答弁申し上げます。

○岡本(富)委員 では、新幹線並びに空港のこの

騒音規制法から除外された分に対しても、厚生省

で環境基準をきめたときにそれで取り締まる。ま

で、十分運輸省と相談いたしまして、両省で善処

いたしたい、かように思つています。

○武藤(鶴)政府委員 環境基準をきめるきめない

置とか、そいつた方法によりまして、防音をは

がございました。それに対し、先ほども申し上

げましたような理由からとともに、今後いろいろ

な技術的な改良であるとか、あるいは防音壁の設

置とか、そいつた方法によりまして、防音をは

がございました。それに対し、先ほども申し上

げましたような理由からとともに、今後いろいろ

な技術的な改良であるとか、

八百件でございまして、いろいろ苦情については、それぞれの処理が行なわれております。その中で、騒音がこういうことで、この制度をつむではないか、こういうことで、この制度をつくったわけでございます。苦情処理の問題につきましては、それ地方公共団体におきまして、いろいろの窓口をつくりまして検討されておりますが、現在検討中の紛争処理制度の中でも、こういう苦情処理の問題につきまして、できれば法的にも全国的、統一的な制度を考えたい、かように考えております。

○岡本(宮)委員 いまあなたが、五千何件解決しているということ、これは地方の条例で苦情を受け付けてやつたと思うのですけれども、実際にいま各所を回つてみると、地方公共団体では非常に弱い。たとえばその企業の社長がその地方公共団体の公害委員なんかやっておりまして、全然その問題を処理する力がない、したがつて、今までこの騒音規制法ができると同時に、その問題も解消できるようひつやつていきたい、こうそれに対する意見あるいはまた決意を伺いたい。

○武藤(瑞)政府委員 騒音問題は近隣問題が非常に多くございまして、解決についてはなかなかやつかない問題はございませんけれども、地方公共団体等を督励いたしまして、騒音問題の紛争処理につきましては、十分前向きの処理をいたしたい、かのように考えます。

○岡本(宮)委員 最後に厚生大臣に……。この二つの法案を見ますと、最初あなたの出された法案から見ると非常に後退して、骨抜きになつてゐるということになつております。したがつて、今後これを施行するについて、また新しく、先ほど総理にも言つたように、現在の法案にただ拘泥するのではなくて、さらに一步前進、二歩前進の改正案も出していこう、そういう決意があるかどうか、また施行についても前向きの姿勢でやつて、くかどうか、その決意のほどを伺つておるわけであります。

○大気汚染防止法案に対する修正案

○國田国務大臣 この法律案が、当初私が考へておりました原案より、各省との間に調整されたことは事実でございます。しかしながら、今までの質疑の過程において申し述べましたとおりに、許可制が届け出制になつておりますが、それについて、計画の変更あるいは廃止の命令もできることがあります。

○河上(民)委員 ガス等についても、こちらの意見を聞いてとなつておりますが、これは各省の連絡会議の上で、十分その実効をあげるようにいたしております。しかしながら、御指摘のようなことがあつてはなりませんから、行政運営上十分注意をして、この二つの法律案の趣旨が公害基本法の精神をそこわないようやる所存でございます。

○山崎委員長 なおまた、これにつきましては、準備しておりますが、両修正案の趣旨につきましては、間違なかつた紛争処理、救済の問題、あるいは各省で持つております水質の保全に関する問題、立地規制に関する法律、こういうまだ準備されておる法律案もござりますから、これを第一歩といつしまして、御指摘のとおりに、遂に第一歩といつしまして、公害防止の万全を期したい、こう考えております。

○山崎委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○山崎委員長 ただいま委員長の手元に、橋本龍太郎君より、大気汚染防止法案に対する修正案並びに騒音規制法案に対する修正案が、それぞれ提出されております。

○橋本(龍)委員 私は、自由民主党を代表いたし

○山崎委員長 請成者起立

○山崎委員長 起立多数。よつて、本修正案は可

決いたしました。

○山崎委員長 次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

○橋本(龍)委員 「賛成者起立」

○山崎委員長 起立多数。よつて、本修正案は可

決いたしました。

○山崎委員長 次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

○橋本(龍)委員 「賛成者起立」

○山崎委員長 起立多数。よつて、大気汚染防止

法案は、橋本龍太郎君提出の修正案のとく修正

案を修正法の一部を次のように修正する。

第一条中「産業の健全な発展との調和を図りつ」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する生活環境の保全については、産業の健全な発展との調和が図られるようにするものとする。

大気汚染防止法案の一部を次のように修正す

る。

○河上(民)委員 私は、自由民主党、日本社会党及び

公明党を代表いたしまして、大気汚染防止法案に

対する附帯決議を付すべしとの動議について御説

明いたします。

○山崎委員長 次に、本案に対し、橋本龍太郎

君、河上民雄君及び岡本富夫君より、附帯決議を

付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨説明を聴取することといたします。河上民雄君。

○河上(民)委員 私は、自由民主党、日本社会党及び

公明党を代表いたしまして、大気汚染防止法案に

対する附帯決議を付すべしとの動議について御説

明いたします。

○山崎委員長 政府は、本法施行にあたり、次の事項について

措置を講すべきである。

○山崎委員長 大気汚染防止法案に対する附帯決議(案)

以上であります。両修正案の趣旨につきまし

ては、案文のうちに尽くされておりますので、説

明は省略させていただきます。

○山崎委員長 何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○山崎委員長 以上であります。両修正案について御発言はあります。

○山崎委員長 以上であります。

略させていただきます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○山崎委員長 以上で説明は終わりました。

採決いたします。

本動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認めます。よって、

本案に附帯決議を付するに決しました。

一、飛行場騒音については、早急に対策の強化を計ること。

一、交通機関等の騒音対策について特に意を用い、国においても充分考慮すること。

一、市街地の交通騒音対策についてこれを強化し、かつ、必要に応じ、関係法の整備を計るとともに、深夜騒音について地方公共団体の指導の強化を計ること。

○山崎委員長 次に、騒音規制法案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山崎委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決をいたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○山崎委員長 起立多数。よって、騒音規制法案は、橋本龍太郎君提出の修正案の」とく修正議決すべきものと決しました。

以上であります。この動議の趣旨につきましては、案文のうちに尽くされておりますので、省略させていただきます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○山崎委員長 以上で説明は終わりました。

採決いたします。

本動議のごとく決するに御異議ありませんか。

○山崎委員長 御異議なしと認めます。よって、

本案に附帯決議を付するに決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山崎委員長 ただいま議決いたしました両法案に関する委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○山崎委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日に、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

○山崎委員長 次に、本案に対し、橋本龍太郎君、

河上民雄君及び岡本富夫君より、附帯決議を付す

べしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨説明を聴取することとい

たします。河上民雄君。

○河上委員 私は、自由民主党、日本社会党及び公明党を代表いたしまして騒音規制法案に対する附帯決議を付すべしとの動議について御説明いたしました。

まず、案文を朗読いたします。

騒音規制法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の事項について措置を講すべきである。

○山崎委員長 られていますので、これを許します。園田厚生大臣。

○園田国務大臣 ただいま両案について議決され

ました附帯決議につきましては、政府といたしま

しては十分これを尊重し、その御趣旨に沿って、

公害対策を推進いたしていく覚悟でございます。

○山崎委員長 藤井通商産業政務次官。

○藤井政府委員 ただいま議決されました附帯決

議につきましては、政府といたしまして、ただいま厚生大臣から述べられたとおり、十二分に意思

を尊重して、御趣旨に沿うて公害対策の推進に万全を期したい、こう考えております。

昭和四十三年五月十八日印刷

昭和四十三年五月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局